

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」 における指摘事項への対応状況一覧

パラ	最終見解の内容	各府省における取組状況
23	(e) 女性や女兒(特に移民女性)に対するあらゆる形態の暴力の被害者に通報を奨励するとともに、暴力の被害者である女性がシェルターを利用でき、また十分な設備も備わっていることを確保すること	○ 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤をつくるため、「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103(ハートさん)」、また、日本司法支援センター(法テラス)における「犯罪被害者支援ダイヤル」の設置等を行うとともに、被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保等を進めている。 ○ 性暴力・性犯罪被害の女性については、婦人相談所において、一時保護や、個々人のニーズに応じた支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を行っている。 ○ 配属法においては、外国人被害者もその対象としている。支援情報を8か国語でホームページに掲載するほか、外国人被害者向け資料を配布するなどしている。被害者が外国人の場合の対応について手引に掲載し、研修でも取り上げるなど、適切に対応できるよう対策を講じている。 ○ 全国の法務局では、専用相談電話「女性の権利ホットライン」を開設し、人権擁護委員や法務局職員が女性から人権相談に応じ、また、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談については、6か国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を設置するほか、「外国人のための人権相談所」を全国の法務局で開設し対応している。入国管理局では、在留資格取消制度を運用する上で、配偶者からのDVを理由として一時的に避難又は保護を必要としていることから配偶者としての活動を行っていない場合等の「正当な理由」があるときは在留資格の取消しの対象としないこととして、外国人が無用な不利益を被ることのないよう配慮した運用を行っているが、その透明性を図る観点から、「正当な理由」の主な事例を入国管理局のホームページに、日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語の8か国語で掲載している。 ○ 警察では、ストーリーケースや配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、危険性・切迫性の高い被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合にホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費負担を行う措置を講じている。
21	(b) (b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女兒に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること	○ 第4次男女共同参画基本計画の第7分野「9 メディアにおける性・暴力表現への対応」に基づき、法令に基づいた厳正な取締り、業界による自主規制などの流通防止対策等の推進に取り組んでいる。 ○ 警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報をサイバーパトロール等を通じて早期に把握し、梅拳等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、児童ポルノのブロッキングについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している。 ○ 総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、その利用促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。 ○ 経済産業省では、インターネット上の違法・有害情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、インターネット接続機器の製造事業者等の取組を支援するとともに、フィルタリングの普及啓発活動も行っている。

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」 における指摘事項への対応状況一覧

パラ	最終見解の内容	各府省における取組状況
23	(f) 指導的地位にある職員の研修、女性や女児に対する全ての暴力事件の十分かつ効果的な捜査、加害者の訴追並びに有罪の場合の適切な処罰を確保すること	○ 警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じるなどしているほか、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。 また、警察では、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進するとともに、その取締りに従事する警察官に対し、事件捜査及び児童の保護に関する研修・教養を実施しており、今後も同様の取組を推進する。 ○ 検察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、女性や女児に対する暴力事件に関する講義を実施している。 女性や女児に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。
33	(e) 教育機関における、いじめや人種差別的な感情の表出(特に在日韓国・朝鮮人の女性や女児をターゲットにした)を含む女性や女児に対するあらゆる形態の暴力を防ぎ、処罰し、根絶するための措置を強化すること	○ 女性や子どもからの人権相談については、全国の法務局に、専用相談電話「女性の人權ホットライン」及び「子ども的人権110番」を開設しており、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。そのほか、全国の小・中学生に「子ども的人権SOSミニレター」を配布し、子どもからの手紙による相談にも積極的に対応している。また、メールでの人権相談にも対応している。さらに、女性や子どもの人権について、講演会の開催や啓発冊子の配布などの様々な啓発活動を年間を通じて全国各地で行っている。 女性や女児に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。 ○ 学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女共同参画に関する教育・学習の充実を図っている。